

入札公告(物品) 7 (中保福) 第3号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和7年6月5日

香川県中讃保健福祉事務所長 藤井 祥子

1 入札に付する事項

(1) 購入物品名及び数量

紫外可視分光光度計 一式

(2) 購入物品の要求諸元

仕様書による。

(3) 納入場所

香川県中讃保健福祉事務所（香川県丸亀市土器町東八丁目526番地）

(4) 納入期限

令和7年12月19日

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和7年6月25日午後3時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（紫外可視分光光度計一式）」とすること。

提出先：chusanhoken@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和7年6月5日から令和7年6月12日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

郵便番号 763-0082

香川県丸亀市土器町東八丁目 526 番地

香川県中讃保健福祉事務所 生活福祉総務課

電話番号：0877-24-9960

FAX番号：0877-24-8340

なお、香川県ホームページ (<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>) においても閲覧に供する。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和7年6月12日午後3時までに、4に示した場所に対し文書で行うこと。

回答は、令和7年6月13日から令和7年6月16日までの間（午前8時30分から午後5時15分まで）、4に示した場所において閲覧に供するとともに、香川県ホームページ (<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>) で公開する。

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和7年6月25日 午後3時

(2) 開札の日時

令和7年6月26日 午前10時

(3) 開札の場所

香川県中讃保健福祉事務所 生活福祉総務課

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札の可否

否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和7年6月13日午後3時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和7年6月16日午後5時までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(3) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長が代理人として香川県との商取引に係る権限を委任されている者であること。

(4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

- (6) 応札しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能・諸元証明書を提出した者であること。
- (7) 本公告に示した調達物品及び数量を、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

10 入札者に要求される事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、9の(1)及び(6)、(7)の要件を満たすことを証明する書類を令和7年6月13日午後3時まで、4に示した場所に持参にて提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和7年6月16日午後5時まで電子入札システムにより通知する。

- (2) 入札参加資格確認資料

- ①入札参加資格確認申請書
- ②誓約書
- ③出荷証明書（納品証明書）
- ④機能・諸元証明書

- (3) 入札参加資格確認申請期間（電子申請及び書類提出）

令和7年6月5日午前8時35分～令和7年6月13日午後3時

（書類提出は、休日を除く午前8時30分～午後5時15分までとする。なお、6月13日は午後3時までとする。）確認申請の対象となるのは、電子入札システムにより確認申請を行っており、かつ、申請期間内に（2）の入札参加資格確認資料を提出している者のみである。

- (4) 入札参加資格の有無の審査については、提出された書類を別途内容確認して判断するため、書類を受理したことのみをもって参加資格を確認したのではないので注意すること。参加資格の有無の最終的な判断は電子入札システムにより通知する。

なお、提出された書類は返却しない。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

（1）詳細は、入札説明書による。

（2）落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。